

北海道農福連携技術支援者派遣事業実施要領

令和5年11月20日経営第882号

北海道農政部長通知

1 目的

障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業の担い手を支える人材の確保と農業経営の成長につながる農福連携の取組を推進し、定着させるため、農福連携技術支援者（農林水産省認定）を農福連携の現場に派遣し、取組が円滑に進むよう支援する。

2 北海道農福連携技術支援者リストについて

- (1) 農福連携技術支援者育成研修を受講し、農林水産省から認定された研修修了者は、北海道農福連携技術支援者リスト登録申請書（様式1）及び秘密保持に関する誓約書（様式2）を、農政部農業経営局農業経営課に提出する。
- (2) 農政部農業経営局農業経営課は、提出された申請書の内容を確認の上、「北海道農福連携技術支援者リスト（様式3）（以下、「リスト」という。）」に登録する。
- (3) 農政部農業経営局農業経営課は、(2)により登録した者から北海道農福連携技術支援者リスト登録変更申請書（様式4）の提出があった場合、リストの登録内容を変更することができるものとする。
- (4) 農政部農業経営局農業経営課は、(1)により登録した者が、以下に該当する場合、登録を取り消すことができるものとする。
 - ア 本人から北海道農福連携技術支援者リスト登録取消申請書（様式5）の提出があったとき
 - イ 農福連携技術支援者としての活動が不適格と道が判断したとき
- (5) 農政部農業経営局農業経営課は、リストを総合振興局又は振興局（以下、「振興局」という。）、市町村、JA及び社会福祉協議会に提供する。

3 派遣の手続き

- (1) 農福連携技術支援者からの助言・指導を希望する者（農業者又は農業団体、福祉事業所等）（以下、「依頼者」という。）は、農福連携技術支援者派遣申込書（様式6）を振興局に提出する。
- (2) 振興局及び農政部農業経営局農業経営課は、提出された申請書の内容を確認し、以下の条件を全て満たした場合、北海道農福連携技術支援者派遣事業を実施するものとする。
 - ア 農業者又は農業団体から福祉事業所への委託業務、農業経営体が障がい者を直接雇用する等の農福連携の取組であること。
 - イ 農作業現場において、農福連携に関する専門的な助言・指導（農作業細分化、農作業難易度評価、作業指示の方法等）を行う業務であること。
 - ウ 振興局農務課（農福連携相談窓口）及び農政部農業経営局農業経営課が農福連携技術支援者の現場での助言が必要と判断した取組であること。
 - エ 1 依頼者あたりの派遣依頼が年度内に2回以内であること。
- (3) 派遣事業実施後2週間以内に、農福連携技術支援者は、農福連携技術支援者派遣事業支援報告書（様式7）を農政部農業経営局農業経営課に、派遣依頼者は、農福連携技術支援者派遣事業実績報告書（様式8）を振興局に提出する。振興局は、実績報告書の内容を確認の上、農政部農業経営局農業経営課に提出する。
- (4) 農福連携技術支援者の指導時間は、原則5時間以内とし、謝金は、一律8,000円/時間とする。また、

旅費については、北海道の規定に従って支払いを行う。

(5) 農福連携技術支援者への依頼及び派遣の流れ

以下のとおり。

